

八潮市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用防犯カメラの設置を推進することにより、地域における防犯力の向上を図るため、市が予算の範囲内において八潮市家庭用防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、八潮市補助金等交付規則（平成元年八潮市規則第2号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、家庭用防犯カメラとは、自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅を含み、共同住宅、借家及び別荘を除く。以下同じ。）への侵入犯罪等を未然に防止するため屋外に常設する撮影装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条の規定に基づく申請時において、市内の自ら居住する住宅に令和7年6月1日以降購入した家庭用防犯カメラを設置済みの方
- (2) 同一の住宅について、この要綱による補助金の交付を受けていない方
- (3) 八潮市暴力団排除条例（平成25年八潮市条例第8号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員暴力団関係者に該当しない方

(補助の対象となる家庭用防犯カメラ等)

第4条 補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラは、補助対象者が住宅及び車庫、倉庫等の附属建物に設置する屋外用のものであって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する住宅（隣接する公共空間を含む。）を24時間継続して撮影し、かつ、撮影した映像を常時記録し、記録した映像を外部記録媒体へ移動できるもの
- (2) 夜間撮影ができるもの
- (3) 追跡機能を有しないもの
- (4) 防犯カメラとモニター・記録媒体が分離しているもの
- (5) 賃借により設置したものではないもの

2 前項の家庭用防犯カメラを設置する住宅が多世帯住宅であるときは、一の住宅として扱うものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家庭用防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入費
- (2) 前号により購入した家庭用防犯カメラの設置に係る工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）
- (3) 第1号の家庭用防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る費用（補助金額等）

第6条 第3条の補助対象者に対する補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八潮市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書、家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類等
- (2) 補助対象経費のレシート又は領収書の写し
- (3) 設置した家庭用防犯カメラの現況写真
- (4) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類の写し
- (5) 補助金振込先口座がわかるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請の受付期間は、令和7年6月2日から令和8年1月30日までとする。

3 補助金の交付申請手続きは、八潮市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請委任状（様式第2号）により、工事事業者に限り委任できるものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、適当と認めたときは八潮市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めたときは八潮市家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、八潮市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）の誓約内容を遵守するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金額の交付決定通知書を通知した場合

には、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。